

別記2 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)	28 隻	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	宇和海 ただし、別記3表2の部16の項から28の項 までに掲げる区域を除く。	9.1～ 翌4.30 及び 6.1～ 8.17	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		4 隻	5 トン未満 80 キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海 ただし、別記3表2の部16の項から29の項 までに掲げる区域を除く。	9.1～ 翌4.30 及び 6.1～ 8.17	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
機船船び き網漁業	一そう雑魚 機船船びき 網漁業	1 隻	48 キロワット (旧馬力15) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
刺し網漁 業	あじ刺し網 漁業	1 隻	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
敷網漁業	いわし、あ じ、さば浮 敷網漁業	4 隻	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。